

沿革

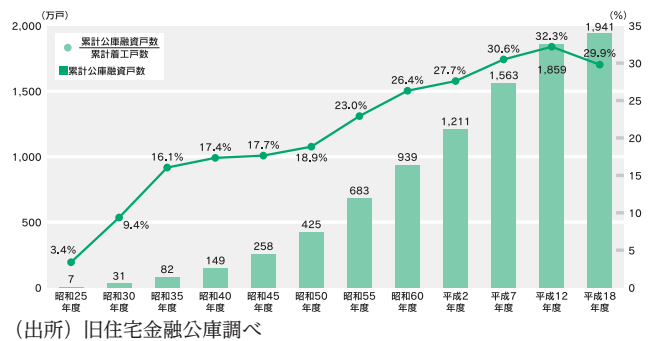
年月	事項	年月	事項
昭和25年6月	・住宅金融公庫設立	23年12月	・「フラット35S」に係る省エネルギー性に優れた住宅の当初5年間の金利引下げ幅を拡大(△0.3%→△0.7%(被災地は△1.0%))(平成24年10月末までの時限措置)
平成13年3月	・資産担保証券(MBS)の発行を開始	24年4月	・独立行政法人第二期中期目標期間開始(平成29年3月までの5年間)
15年10月	・証券化支援事業(買取型)(現在の「フラット35(買取型)」を開始)	27年2月	・「フラット35S」に係る当初5年間(長期優良住宅等については、当初10年間の金利引下げ幅を拡大(△0.3%→△0.6%))(平成28年1月末までの時限措置)
16年10月	・証券化支援事業(保証型)(現在の「フラット35(保証型)」を開始)	28年10月	・「フラット35リノベ」(性能向上リフォーム推進モデル事業)を開始(金利引下げ幅は、当初5年間又は10年間△0.6%)(平成30年4月以降は△0.5%)
17年6月	・「フラット35(買取型)」に係る優良住宅取得支援制度(現在の「フラット35S」)を開始	29年4月	・独立行政法人第三期中期目標期間開始(令和3年3月までの4年間)
17年7月	・独立行政法人住宅金融支援機構法公布	29年10月	・「フラット35子育て支援型・地域活性化型」を開始(金利引下げ幅は当初5年間△0.25%)
18年9月	・一般担保債券(SB)の発行を開始	30年4月	・新機構団体信用生命保険制度付き「フラット35」の取扱いを開始
19年4月	・住宅金融公庫廃止	30年8月	・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅における家賃債務保証保険の取扱いを開始
	・独立行政法人住宅金融支援機構設立	31年1月	・「フラット35地域活性化型」に「空き家対策」を追加
	・独立行政法人第一期中期目標期間開始(平成24年3月までの5年間)		・「海外社会資本事業への我が国事業者の参入に関する法律」に基づく国際業務を開始
21年6月	・「フラット35S」に係る「20年金利引下げタイプ」の取扱いを開始(現在は取扱終了)		・「省エネルギー性に優れた新築住宅」の住宅ローンを資金使途とするグリーンボンドを国内で初めて発行
22年2月	・「フラット35S」に係る当初10年間の金利引下げ幅を拡大(△0.3%→△1.0%)(平成23年9月末までの時限措置)		
23年5月	・東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資及び返済方法の変更の制度を拡充(当初5年間の融資金利0%、返済金の払込みの据置等)		
23年11月	・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を開始		

〈参考〉旧住宅金融公庫の果たしてきた役割

●戦後建設住宅の3割が旧住宅金融公庫融資住宅です。

旧住宅金融公庫は、昭和25年の設立から廃止となる平成18年度末までの57年間に、1,941万戸に融資を行いました。これは戦後建設された全住宅の約3割に当たります。

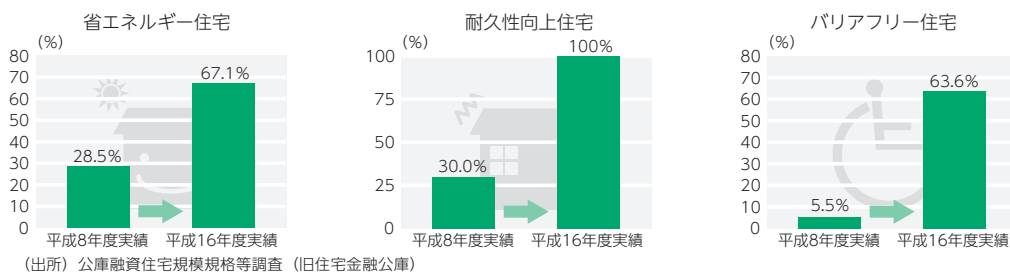
〈旧住宅金融公庫融資住宅戸数(累計)の推移〉



●住宅の質の確保と向上を推進してきました。

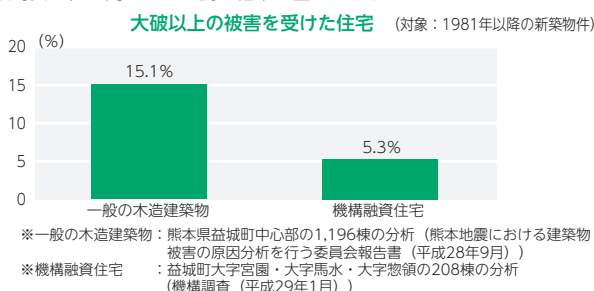
旧住宅金融公庫は、設立以来、独自の技術基準や標準的な工事仕様書などを設け、住宅の質の確保と向上に貢献してきました。特に、近年では金利引下げ等により省エネルギー住宅等の質の向上を推進してきました。住宅金融支援機構においても、住宅の質の確保と向上を推進しています。

〈旧住宅金融公庫融資住宅における普及状況〉



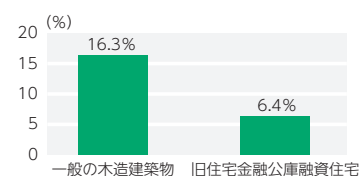
熊本地震における被害状況

平成28年熊本地震では、多くの住宅が被害を受けましたが、機構融資住宅は比較的安全性が高いという調査結果が出ています。



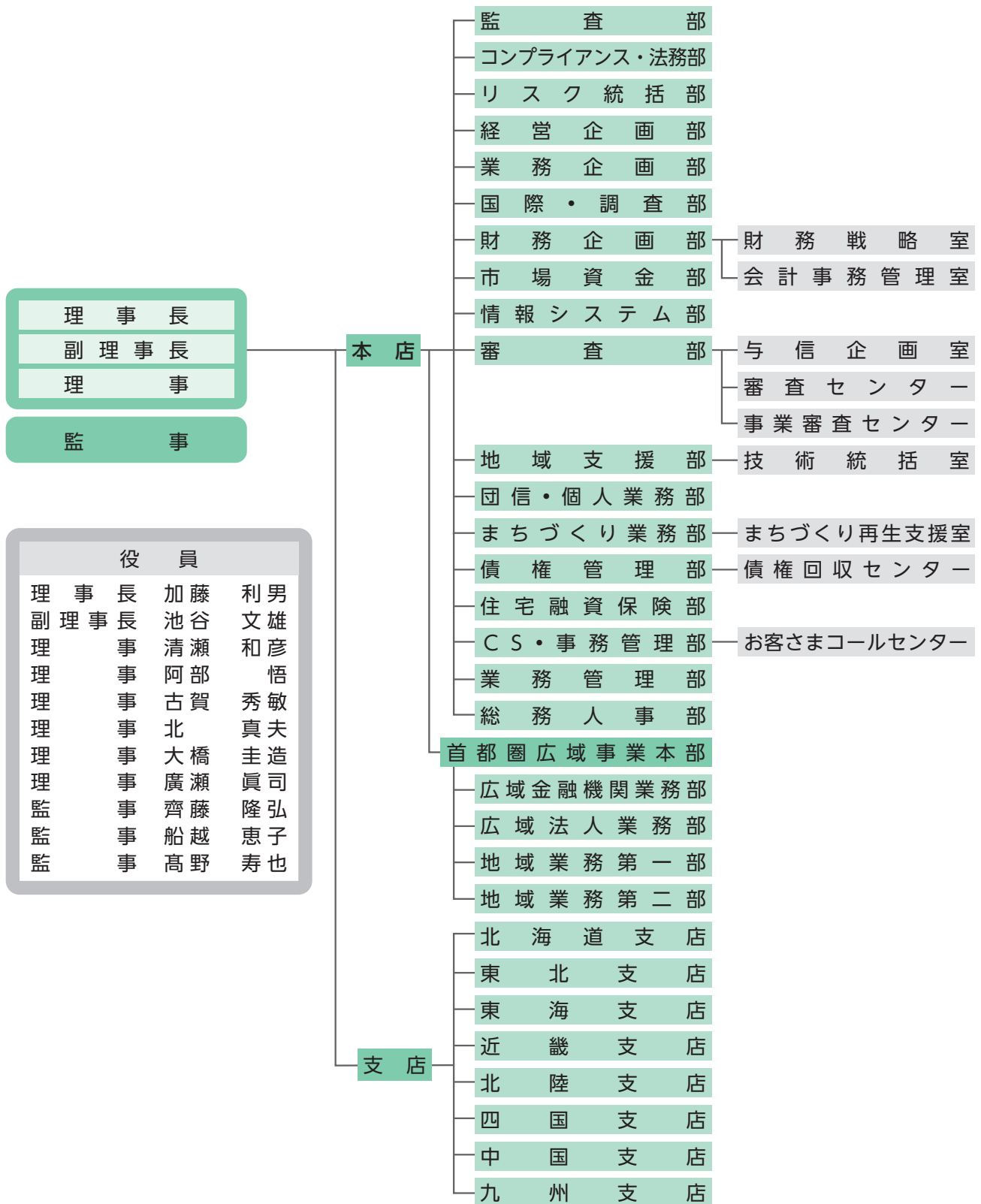
(参考) 阪神・淡路大震災における被害状況

大破以上の被害を受けた住宅



※一般の木造建築物：神戸中央区の3,953棟の分析 (平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書)
 ※旧住宅金融公庫融資住宅：宝塚市、西宮市、神戸市等のうち、震度7の地域の1,068棟の分析 (平成7年兵庫県南部地震住宅金融公庫融資住宅震災調査 (旧住宅金融公庫))

役員及び組織図



(令和元年7月1日現在)

■ お客さまコールセンター

営業時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

- ・フラット35、機構融資、技術基準に関する電話相談

ハロー フラット35

☑ **0120-0860-35** (通話無料)

- ・災害融資等に関する電話相談
災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）

☑ **0120-086-353** (通話無料)

※ ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の電話番号におかけください。
（通話料金がかかります。）

TEL:048-615-0420

■ 住宅金融支援機構のホームページ

<https://www.jhf.go.jp>

本支店のご案内

(令和元年7月1日現在)

本支店	所在地	電話番号
本店	〒112-8570 東京都文京区後楽1-4-10	03-3812-1111 (大代表)
北海道支店	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	011-261-8301 (代表)
東北支店	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	022-227-5012 (代表)
東海支店	〒464-8621 愛知県名古屋市千種区新栄3-20-16	052-263-2934 (代表)
近畿支店	〒541-8546 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	06-6281-9260 (代表)
北陸支店	〒920-8637 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル2階	076-233-4251 (代表)
四国支店	〒760-0017 香川県高松市番町1-6-6 甲南アセット番町ビル2階	087-825-0621 (代表)
中国支店	〒730-0011 広島県広島市中区基町8-3	082-221-8694 (代表)
九州支店	〒812-8735 福岡県福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター6階	092-233-1203 (代表)